

修学旅行の教育的指針

文部省で詳細な注意を通達

昨年は相模湖事件、浜川中学事件など修学旅行にともなう不慮の事故災害がつづいたが、文部省ではこれらの事故にかんがみて修学旅行に対する慎重な注意をするよう四月四日付文初中一六五号「小学校、中学校および高等学校の修学旅行等について」の通達を出した。

この通達では、計画上、引率上の一般的注意が詳細にあげられているが、保健面では、とくに事故防止の面が強調されている。

伝染病、食中毒の防止については昭和二八年五月十二日付文初保第二六〇号「修学旅行遠足時における伝染病、集団中毒の防止について」の通達（文部省初中局長、同大学学術局長）がすでに出ていて、それによることとなつていて。そのうち学校長の保健所への連絡は、今回、改められた。二十八年度の調査によると事前連絡をした学校は、中学校で二九・三%、高等学校で二八・九%であり、保健所から回答のあつたのは、そのうち中学校では六一・九%であり、保健所では五三%であつた。今回の改正で、学校は旅行先の旅館がどこの保健所に属するかを調べる手数が省け、また府県衛生部としても県下の状況を把握できることになりまた回答も簡素化されたので回答率の向上が期待される。

通達の全文は下記のようであるが修学旅行等は、学校教育計画の一環

つた上でこれを利用し、かつ不明朗な関係をもたぬように注意すること。

(5)児童生徒が刃物などの危険物を携帯あるいは購入しないように注意すること。

2、引率上の注意

(1)修学旅行は、生活指導を徹底する好機会であるが、旅行先においては、ややもすれば規律がみだれるから、引率教師は児童生徒を完全に掌握し、放縱に流れるこの意味でよい指針となるであろう

として行われるものであるから、児童生徒の安全をはかり、教育効果をあげるように周到な配慮がなされなければならないわけで、この通達はその意味でよい指針となるであろう

(2)引率教師の労苦は、ひととおりのものでないと思われるが、その行動は、平素学校にあるときよりも児童生徒につき大きな影響を与えるものであるから旅先の気運を高め、児童生徒の行動をやすらぎ度をくずさず、行動をつづらすこと。

(3)児童生徒の自由行動を許す場合にしたがい、なるべく多数の児童生徒が参加できるように取り計らうこと。

(4)児童生徒の安全を守り、健康を害することのないよう、あらかじめ学校保健委員会で検討するなどあらゆる場合を想定して事前に対策をたてておくこと。

(5)児童生徒の安全を守り、健康を害することのないようにするこ

(6)児童生徒の安全を守り、健康を害することのないようにするこ

(7)児童生徒の安全を守り、健康を害することのないようにするこ

(8)児童生徒の安全を守り、健康を害することのないようにするこ

(9)児童生徒の安全を守り、健康を害することのないようにするこ

(10)児童生徒の安全を守り、健康を害することのないようにするこ

記

1、旅行日程、旅館、弁当調製所の関係業者については、その信頼度についてじゅうぶんな調査を行

2、旅行先の旅館業者等

3、旅行先の旅館業者等

4、旅行先の旅館業者等

5、旅行先の旅館業者等

6、旅行先の旅館業者等

7、旅行先の旅館業者等

8、旅行先の旅館業者等

9、旅行先の旅館業者等

10、旅行先の旅館業者等

11、旅行先の旅館業者等

12、旅行先の旅館業者等

13、旅行先の旅館業者等

14、旅行先の旅館業者等

15、旅行先の旅館業者等

16、旅行先の旅館業者等

17、旅行先の旅館業者等

18、旅行先の旅館業者等

19、旅行先の旅館業者等

20、旅行先の旅館業者等

21、旅行先の旅館業者等

22、旅行先の旅館業者等

23、旅行先の旅館業者等

24、旅行先の旅館業者等

25、旅行先の旅館業者等

26、旅行先の旅館業者等

27、旅行先の旅館業者等

28、旅行先の旅館業者等

29、旅行先の旅館業者等

30、旅行先の旅館業者等

31、旅行先の旅館業者等

32、旅行先の旅館業者等

33、旅行先の旅館業者等

34、旅行先の旅館業者等

35、旅行先の旅館業者等

36、旅行先の旅館業者等

37、旅行先の旅館業者等

38、旅行先の旅館業者等

39、旅行先の旅館業者等

40、旅行先の旅館業者等

41、旅行先の旅館業者等

42、旅行先の旅館業者等

43、旅行先の旅館業者等

44、旅行先の旅館業者等

45、旅行先の旅館業者等

46、旅行先の旅館業者等

47、旅行先の旅館業者等

48、旅行先の旅館業者等

49、旅行先の旅館業者等

50、旅行先の旅館業者等

51、旅行先の旅館業者等

52、旅行先の旅館業者等

53、旅行先の旅館業者等

54、旅行先の旅館業者等

55、旅行先の旅館業者等

56、旅行先の旅館業者等

57、旅行先の旅館業者等

58、旅行先の旅館業者等

59、旅行先の旅館業者等

60、旅行先の旅館業者等

61、旅行先の旅館業者等

62、旅行先の旅館業者等

63、旅行先の旅館業者等

64、旅行先の旅館業者等

65、旅行先の旅館業者等

66、旅行先の旅館業者等

67、旅行先の旅館業者等

68、旅行先の旅館業者等

69、旅行先の旅館業者等

70、旅行先の旅館業者等

71、旅行先の旅館業者等

72、旅行先の旅館業者等

73、旅行先の旅館業者等

74、旅行先の旅館業者等

75、旅行先の旅館業者等

76、旅行先の旅館業者等

77、旅行先の旅館業者等

78、旅行先の旅館業者等

79、旅行先の旅館業者等

80、旅行先の旅館業者等

81、旅行先の旅館業者等

82、旅行先の旅館業者等

83、旅行先の旅館業者等

84、旅行先の旅館業者等

85、旅行先の旅館業者等

86、旅行先の旅館業者等

87、旅行先の旅館業者等

88、旅行先の旅館業者等

89、旅行先の旅館業者等

90、旅行先の旅館業者等

91、旅行先の旅館業者等

92、旅行先の旅館業者等

93、旅行先の旅館業者等

94、旅行先の旅館業者等

95、旅行先の旅館業者等

96、旅行先の旅館業者等

97、旅行先の旅館業者等

98、旅行先の旅館業者等

99、旅行先の旅館業者等

100、旅行先の旅館業者等

101、旅行先の旅館業者等

102、旅行先の旅館業者等

103、旅行先の旅館業者等

104、旅行先の旅館業者等

105、旅行先の旅館業者等

106、旅行先の旅館業者等

107、旅行先の旅館業者等

108、旅行先の旅館業者等

109、旅行先の旅館業者等

110、旅行先の旅館業者等

111、旅行先の旅館業者等

112、旅行先の旅館業者等

113、旅行先の旅館業者等

114、旅行先の旅館業者等

115、旅行先の旅館業者等

116、旅行先の旅館業者等

117、旅行先の旅館業者等

118、旅行先の旅館業者等

119、旅行先の旅館業者等

120、旅行先の旅館業者等

121、旅行先の旅館業者等

122、旅行先の旅館業者等

123、旅行先の旅館業者等

124、旅行先の旅館業者等

125、旅行先の旅館業者等

126、旅行先の旅館業者等

127、旅行先の旅館業者等

128、旅行先の旅館業者等

129、旅行先の旅館業者等

130、旅行先の旅館業者等

131、旅行先の旅館業者等

132、旅行先の旅館業者等

133、旅行先の旅館業者等

134、旅行先の旅館業者等

135、旅行先の旅館業者等

136、旅行先の旅館業者等

137、旅行先の旅館業者等

138、旅行先の旅館業者等

139、旅行先の旅館業者等

140、旅行先の旅館業者等

141、旅行先の旅館業者等

142、旅行先の旅館業者等

143、旅行先の旅館業者等

144、旅行先の旅館業者等

145、旅行先の旅館業者等

146、旅行先の旅館業者等

147、旅行先の旅館業者等

148、旅行先の旅館業者等

149、旅行先の旅館業者等

150、旅行先の旅館業者等

151、旅行先の旅館業者等

152、旅行先の旅館業者等

153、旅行先の旅館業者等

154、旅行先の旅館業者等

155、旅行先の旅館業者等

156、旅行先の旅館業者等

157、旅行先の旅館業者等

158、旅行先の旅館業者等

159、旅行先の旅館業者等

160、旅行先の旅館業者等

161、旅行先の旅館業者等

162、旅行先の旅館業者等

163、旅行先の旅館業者等

164、旅行先の旅館業者等

165、旅行先の旅館業者等

166、旅行先の旅館業者等

167、旅行先の旅館業者等

168、旅行先の旅館業者等

169、旅行先の旅館業者等

170、旅行先の旅館業者等

171、旅行先の旅館業者等

172、旅行先の旅館業者等

173、旅行先の旅館業者等

174、旅行先の旅館業者等

175、旅行先の旅館業者等

176、旅行先の旅館業者等

177、旅行先の旅館業者等

178、旅行先の旅館業者等

179、旅行先の旅館業者等

180、旅行先の旅館業者等

181、旅行先の旅館業者等

182、旅行先の旅館業者等

183、旅行先の旅館業者等

184、旅行先の旅館業者等

185、旅行先の旅館業者等

186、旅行先の旅館業者等

187、旅行先の旅館業者等

188、旅行先の旅館業者等

189、旅行先の旅館業者等

190、旅行先の旅館業者等

191、旅行先の旅館業者等

192、旅行先の旅館業者等

193、旅行先の旅館業者等

194、旅行先の旅館業者等

195、旅行先の旅館業者等

196、旅行先の旅館業者等

197、旅行先の旅館業者等

198、旅行先の旅館業者等

199、旅行先の旅館業者等

200、旅行先の旅館業者等

201、旅行先の旅館業者等

202、旅行先の旅館業者等

203、旅行先の旅館業者等

204、旅行先の旅館業者等

205、旅行先の旅館業者等

206、旅行先の旅館業者等

207、旅行先の旅館業者等

208、旅行先の旅館業者等

209、旅行先の旅館業者等

210、旅行先の旅館業者等

211、旅行先の旅館業者等

212、旅行先の旅館業者等

213、旅行先の旅館業者等

214、旅行先の旅館業者等

215、旅行先の旅館業者等

216、旅行先の旅館業者等

217、旅行先の旅館業者等

218、旅行先の旅館業者等

219、旅行先の旅館業者等

3、2、
備 考

(復)

年月日
修学旅行の旅館等の衛生
について（回答）

昭和年月日付依頼の旅館、弁当調製所の食品衛生及び環境衛生については所轄の〇〇保健所へできるだけの監督をいたすよう連絡いたしました。

卷
九

なお下記の諸点に関する事項は、東京都千代田区丸の内一丁目、日本交通公社内財團法人日本修學旅行協会に連絡し、その協力を求めるのも適当である。

1、旅行あつせん業者、旅館の接遇および鉄道その他の交通機関等に関する調査または苦情処理

2、旅行計画のための資料の提供および助言。

の通途中 一旅行中の注意 をお書きするに次のことおりである。

(1) 旅館、弁当調製所での食事、
弁当は熱を通したものを見るよう注意すること。弁当を携行のさいはなるべくむれないようにし、早目に食べる。

(2) 水を飲む場合は、上水道であるか否かを確かめ、上水道でない水の飲用をさけ、湯又は番茶を供給されること。

(3) 不潔と思われる間食をさけしめる。

(4) 食前の手洗を励行させること。

(5) 教師は、児童生徒の食事を試

食し、異常を認めたときは必要な処置をとること。

(6) 每朝児童生徒の健康状態とくに下痢、腹痛、発熱頭痛に注意し異常を認めたときは直ちに必要な処置をとること。

(7) もし旅行中に中毒等の事件がおこった場合は、現在地の保健所に連絡すること。

三十年度事業計劃

200

- | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| (6) 每朝児童生徒の健康状態、とにかく下痢、腹痛、発熱頭痛に注意し異常を認めたときは直ちに必要な処置をとること。 | (7) もし旅行中に中毒等の事件がおこった場合は、現在地の保健所に連絡すること。 |
| (1) 学校薬事衛生に関する現職教育 | (2) 健康教育並びにその課程について |
| (3) 修学旅行、遠足、運動会等の学校行事に関する問題 | (4) 学校で使用する医薬品、毒物及び劇物等の整備とその品質の試験並びに鑑定 |
| (5) 以上の諸事業の実施にあたつてはつねに各学校保健関係者と緊密な連絡と協力を頼し、なおこの調査研究或は試験検定の結果は、それぞれ毎年度開催される各種の学校保健大会等に同議会等に発表する。 | (6) 各都道府県に学校薬剤師の設置並びに増員 |
| (7) 学校薬剤師の指導講習会の開催 | (8) 学校薬剤師の指導関係刊行物の発行 |
| (9) 各都道府県に学校薬剤師の設置並びに増員 | (10) 学校における飲料水、及び用水の検査 |
| (11) 学校給食品並びに飲食用器具の衛生化学的検査 | (12) 教室その他学校内の環境状態について次の試験、検査を行ふ |
| (13) 学校ブルールの検水と消毒及び消毒剤の研究 | (1) 空気検査(温度、湿度、気流炭酸ガス、有害ガス、塵埃、落屑細菌) |
| (14) 檢便、検尿等 | (2) 暖房設備(火鉢、ストーブ等の適否) |
| (15) 覚せい剤の濫用防止運動 | (3) 採光、照明、換気、騒音等の適否とその改善 |
| 6、学校保健計画に関する調査、研究 | (4) 便所、ゴミ箱、たんづぼ(手洗設備、ゴミ類の処分)等の消毒、防腐 |
| 5、学校薬剤師の執務の励行と必要な指導 | (5) 鼠族、昆虫類の駆除 |
| 4、学校薬剤師の研究発表機関の強化充実 | |
| 3、学校薬剤師の指導関係刊行物の発行 | |
| 2、学校薬剤師の指導講習会の開催 | |
| 1、各都道府県に学校薬剤師の設置 | |

修学旅行の不安

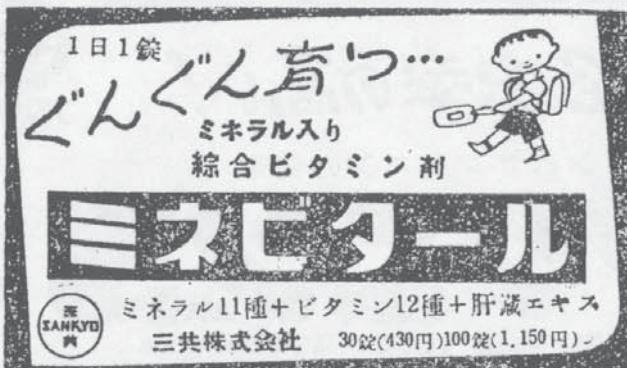
かん詰のおかず「旅の友」

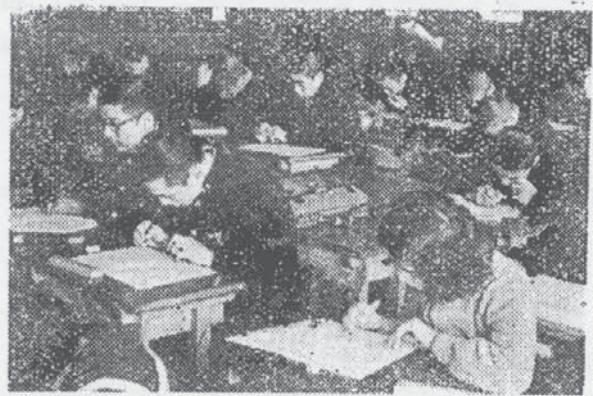
修学旅行で、弁当のおかずによつて中毒さわぎをおこし、折角のたらしい修学旅行に暗いかげを投げることで惜しまよ。

どが利くではない。
日本修學旅行協会では、この不安を除くために、弁当のおかずからん詰を用いることを考へていたが、このほど日本冷蔵株式会社に依頼して、いた試作品ができあがつた。このかん詰は「旅の友」と名づけられ、一人用で正味八〇g入、喫食も豊富、衛生的であり、かんきりを用いた試作品ができあがつた。このかんきりを用いて、かんの上部を巻取式であけることができ安全である。大きさは径二寸五分、厚さ八分の丸型で携帶

卷之三

販売は、主として旅館、弁当店などで一括購入の希望があれば販売する。価格は一個二十六円前後の予定。このかん詰を利用する場合は、學校で旅行先の弁当のおかずを「かん詰」にすると、旅館なり弁当業者や旅行あつせん業者に指定して申込けばよいことになつていて。





全国七五校の中学校 健康教育テスト

健康教育教科としての性格、学習内容、学習の方法などについては多くの試論の行われているところであるが、その試論の基礎は多くは経験的であるため、何かものたらない感があつたところである。

文部省では、このような問題に科学的なメスを入れるために、健康教育校のテストを行うことになり、二十九年はまず中学校について行つた。

このため昭和三〇年二月七日付で文部省初等中等教育局長から、北海道、青森、岩手、山形、福島、栃木群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、福井、岐阜、愛知、三重、兵庫、和歌山、鳥取、山口、徳島、愛媛、福岡、佐賀、長崎の二五都道県に調査を依頼した。調査期日は、昭

和三〇年三月である。

調査学校は、一都道県につき三校ずつで、その選定はランダム・サンプリングでなく、健康教育の学習条件の各種段階にある学校（たとえば三年間の健康教育授業時数からみれば、一〇五時間、七〇時間、三五時間）から一校ずつ県教委で選定。

調査学年は、第三学年で、そのうしだがつて、調査学校は、全国で七五校、生徒数は学級平均四〇人とすれば三〇〇〇人と予想される。

テスト問題は、東福寺篤委員長以下七人の委員によつて作成されたもので、一一題、解答時間四〇分。

問題の内容は、各種の性格のものが盛られており、合計点数よりは、各種性格の問題別の解答が、教育の各種条件とどのような関係を示すかが興味をもたれている。（写真はテストの解答をかく生徒）

学童の身長は

地域的環境に影響される

学童の身長は、地域的に差異があり、最も身の中心地域に、滋賀、京都、大阪を結ぶ近畿地区、東京、神奈川、千葉を貫く地域、兵庫、鳥取島根、広島をふくむ一帯である。この地域差の原因は各種の環境条件によるもので、とくに都会化人口比率と食肉出荷量と牛乳生産消費量との相関関係は非常に高い影響があるようである。

このような極めて有意義な報告を桑原丙午生氏（東京都衛生課長）が日本公衆衛生雑誌（第一卷4・6・9・10号）に発表している。

よい歯でよくかみ

（本年標語）

むし歯予防教育実践強調運動
六月四日から十日まで一週間

例年のように「口こう衛生強調運動」が六月四日から十日まで一週間

文部省では、例年通り「むし歯予防教育実践強調運動」を開催するが

六月九日

そろつて歯をきれいにす

る日

六月十日

歯のはたらきに感謝する

日

六月八日

母と子の歯を愛する日

六月九日

そろつて歯をきれいにす

る日

六月十日

歯のはたらきに感謝する



覚せい剤の危害早急除去

党せい剂問題対策推進中央本部設立

覚せい剤の濫用による弊害が、青少年を含む国民各層へ広汎に漫とうし、国民の保健衛生その他の面で多大の危害を生じてゐる現状にかんがみ、啓発宣伝の実施、取締の強化中等者の医療保護等の諸施策の推進により覚せい剤問題の解決を期するため、内閣に覚せい剤問題対策推進中央本部を設置することになり、本年一月から危足し。」

本部長官は、生徒課課長官は、開官所長官で、部員には各省事務事官があたつてゐる。

中央本部にならつて、地方本部が設置される。

両本部とも、中央（地方）青少年問題協議会とは相互に緊密な連絡をとることになつてゐる。

これに因連して、文部省では事務次官通達をもつて、各都道府県教育委員会に対し、地方本部等の設置運営について、地方の実情に応じ協力方を要望した。かくてヒロボン禦除去は青少年保健対策の重要な事として今後強力に推進されるわけである。

「ヒロポン禍の悲劇」
ボロ悲劇　全国のヒロポン患者の八〇%が次代を背負う
ヒ禍　青少年であり、その多くが不良化から始まるといふ。
これらの中年たちをヒロポンの魔手からまもるには、ヒロポン禍のものについての知識をもつことが至ず必
要である。

「ヒロボン禍の悲劇」と題した本書は、各方面の權威が、ヒロボン掲についての實態、対策等について、あらゆることを網羅してある。ヒロボンの百科事典ともいふべきもので、教育指導者にとつて貴重な資料である。

学童の栄養補給には――

消化吸收よ
き完全乳化
特殊皮膜で
効力安定

(学校用) 一粒中のビタミン含量
A 2,500 国際単位
D 250 国際単位

河合研究所
河合製藥株式会社

東電 京都 中野 区 昭和通2丁目
電話 中野 (33) 4746
東電 京都 中野 区 野方町2丁目
電話 中野 (33) 443415

昭和二十九年度会務報告

全国学校保健推進協議会

一、会務

(イ)三月十二日

全国学校保健推進協議会

於 東京 日本医師会館

本会の趣旨を国会に陳情の件

会長、副会長、幹事長、その他

役員の選定の件

本部事務局の変更の件

学校保健法案の一変更の件

地方協議会の会費負担の件

その他

(2)三月二十二日

在京役員打合会 日本学校保健会

全国大会の事後処理の件

新旧、事務局の事務引継ぎの件

その他

(3)六月四日

在京正副会長会議日本学校保健会

本部事務局の機構その他についての件

(4)七月十日

第一回協議会研究会都立駒場高校

(5)七月十七日

第二回協議会研究会 同上

(6)八月六日

在京正副会長会議虎ノ門共済会館

会務の打合せの件

今後の運動方針の具体策の件

その他

(7)九月十三日

第三回協議会研究会

於 東京都立駒場高校

(8)九月二十八日 文部省、初・中等教育局並保健課

との懇談会 於 共済会館

(9)二月二十一日(三十年) 在京正副会長並に研究部委員の打

合会

於 東京都立駒場高校

本部機構の整備に関する件 | 新

年度の協議会、会長の選任など

稲葉一郎氏を新たに研究部委員

に加えるの件

来年度予算案の審議の件

五月中旬に全国大会を準備する件

全国大会準備に関する件

(10)三月七日 在京正副会長会議日本学校保健会

新年度の会長選任の件

全国大会開催の件

参考事項

前記会務報告の他に、次のような

諸活動をも続けてきた。

(1)全国小学校会議に、学校保健

法成立の推進方を委嘱

(2)文部省保健体育審議会を通じての推進運動専門の保健科担当

(3)文部省保健課主催の全国校長

▼学校保健法案の骨子▲

(4)学校に学校薬剤師をおくこと

(5)規則改正二九・七・七

(6)学校保健指導要領改訂委員会

(7)学校保健主事の身分、責任、

(8)就学前身体検査の実施の主体

(9)教員保養所の目的、設置、義

(10)都道府県並びに市町村単位

(11)学校保健審議会の設置をはかる。

(12)学校保健に関する国、都道

(13)府県、市町村等における予算措置を

(14)明らかにする。

(15)学校保健の基本条件を明らかにする。

(16)学校設置者、教育行政、学

(17)生徒保護者等の、学校保健に

(18)関する責任を明確にする。

(19)方法と、その指導者の身分、責任等

(20)を明らかにする。

(21)学校における健康管理の基準と

(22)これに対する学校長の責任、健康管

(23)理者(学校医、学校歯科医、学校薬

(24)剤師、養護教諭等)の責任を明らかにする。

講習会を通じての推進協議会への協力方を委嘱

(4)全国PTA会を通じての推進運動

さらに文部省では本会の推進運動に応えて、学後保健について次のよう

な施策を最近具現化している。

(1)保健室の設備基準と学校医、

学校歯科医の執務要領の一部を決

定(局長通達二九・一・一九)

(2)教科課程審議会専門委員会の

中間報告として、高等学校保健科

の必須課目としての二單元確立と

その内容の大綱を発表

(3)学校に学校薬剤師をおくこと

のできる件を決定(学校教育施行

(4)規則改正二九・七・七)

(5)学校保健指導要領改訂委員会

を七月初旬より設置して、これを

(6)設置等について明らかにする。

(7)八、就学前身体検査の実施の主体

(8)設置等について明らかにする。

(9)九、教員保養所の目的、設置、義

(10)十、運営等を明らかにする。

(11)十一、運営を図かる。

(12)十二、学校保健にに関する国、都道

(13)府県、市町村等における予算措置を

(14)明らかにする。

(15)四、健康教育の目標、内容、指導

(16)校長、生徒保護者等の、学校保健に

(17)関する責任を明確にする。

(18)三、学校保健の基本条件を明らかにする。

(19)二、方法と、その指導者の身分、責任等

(20)を明らかにする。

(21)五、学校における健康管理の基準と

(22)これに対する学校長の責任、健康管

(23)理者(学校医、学校歯科医、学校薬

(24)剤師、養護教諭等)の責任を明確にする。

三、会計報告(単位円)

一、収入之部

全國大會費(二九縣市分)

一、支出之部

全國大會準備費

二、支用費

全國大會事後處理費

三、差引残

全國大會事後處理費

四、通信・事務局費

五、研究調査費

六、六八五

七、五八〇

八、七一〇

九、〇四〇

一〇、一九〇

一一、〇五〇

一二、〇八〇

一三、〇七〇

一四、〇六〇

一五、〇五〇

一六、〇四〇

一七、〇三〇

一八、〇二〇

一九、〇一〇

二〇、〇〇〇

二一、〇九〇

二二、〇七〇

二三、〇五〇

二四、〇三〇

二五、〇一〇

二六、〇〇〇

二七、〇〇〇

二八、〇〇〇

二九、〇〇〇

三〇、〇〇〇

三一、〇〇〇

三二、〇〇〇

三三、〇〇〇

三四、〇〇〇

三部会にわけて作業を続けてきたが、近くその改訂の結果を発表する運びとなつてゐる。

(4)講習会を通じての推進協議会えの協力方を委嘱

(4)全国PTA会を通じての推進運動

さらに文部省では本会の推進運動に応えて、学後保健について次のよう

な施策を最近具現化している。

(1)保健室の設備基準と学校医、

学校歯科医の執務要領の一部を決

定(局長通達二九・一・一九)

(2)教科課程審議会専門委員会の

中間報告として、高等学校保健科

の必須課目としての二單元確立と

その内容の大綱を発表

(3)学校に学校薬剤師をおくこと

のできる件を決定(学校教育施行

(4)規則改正二九・七・七)

(5)学校保健指導要領改訂委員会

を七月初旬より設置して、これを

(6)設置等について明らかにする。

(7)八、就学前身体検査の実施の主体

(8)設置等について明らかにする。

(9)九、教員保養所の目的、設置、義

(10)十、運営等を明らかにする。

(11)十一、運営を図かる。

(12)十二、学校保健にに関する国、都道

(13)府県、市町村等における予算措置を

(14)明らかにする。

(15)四、健康教育の目標、内容、指導

(16)校長、生徒保護者等の、学校保健に

(17)関する責任を明確にする。

(18)三、学校保健の基本条件を明らかにする。

(19)二、方法と、その指導者の身分、責任等

(20)を明らかにする。

(21)五、学校における健康管理の基準と

(22)これに対する学校長の責任、健康管

(23)理者(学校医、学校歯科医、学校薬

(24)剤師、養護教諭等)の責任を明確にする。

(25)教育行政、学

(26)生徒保護者等の、学校保健に

(27)関する責任を明確にする。

(28)三、学校保健の基本条件を明らかにする。

(29)二、方法と、その指導者の身分、責任等

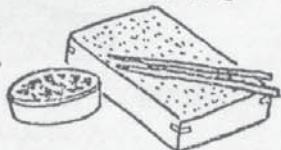
(30)を明らかにする。

つきのよい...
ニチバンの
絆創膏



ニチバン

先生もほくもしも...
旅の友
Nichirei
修学旅行のお惣菜に
安心できる罐詰を...
日本冷藏



全国学校保健推進協議会

の研究部会の活動

学校保健推進協議会が、最も効果的な活動を続けて、その所期の目的を貫徹するためには、学校保健の実態把握と問題点の究明のために、各種の調査研究が是非共必要である。このような要望のもとに発足したのが、本協議会の研究部会である。

昭和二十九年度内における研究会とその協議事項は次の通りである。

研究部会委員 赤塚重政、青柳兵司

稻葉一郎、岩尾泰次郎、伊地知、

磯仙策、小野重内、河野久義、小

林泰朝、武田良三郎、竹村博之、

千葉たつ、永山芳夫、長沼誠、長

倉邦雄、水野俊夫、室岡孝治、室

井光子、（東京在住者）

第一回研究会 七月十日（土） 都立駒場高校にて
第二回研究会 七月十七日（土） 同上
第三回研究会 九月十三日（月） 同上

出席者 第一回研究会出席者 文部省保健課、都教育厅保健課

都内中小学校長代表者、都内

学校医代表者、都内学業校剤師

代表者、都内学校歯科医代表者

養護教諭代表者

第二回研究会出席者 学校保健主事会代表者、保健科担当教師代表者

第三回研究会出席者 ①学校保健法の成立を促進する必要性の分析、特にその必要性

協議事項

（1）学校保健法の成立を促進する必要性の分析、特にその必要性

（2）新しい学校保健教育を今後活性化に展開してゆくためには保健関係職員の身分の保証や学校保健施設の基準などについて明確な法的裏付を行つておくこと

（3）僻地教育振興法の成立に伴うべきである。

（2）学童の健康保険制度について
（3）学校保健に関する現行法と協議の結果

（1）学校保健が概念的なものとして見られるだけである。これに関係のある部分法としては、学校身体検査規程（昭二四、省令）学校清潔法（昭二三、訓令）児童生徒及学生の近视眼予防に関する件（大八、文訓令）学校伝染病予防規程（大一三、文省令）トラホーム予防法（大八、内省令）予防接種法施行規則（大八、内省令）予防接種法施行規程（昭二三、厚省令）など約三〇種の法、訓、令が見られる、

これらの中には既に現行法としての意味を失つたものや、その制定年度が余りにも古くてその内容が既に時代錯誤的なものとなり戦後の新しい教育体制に即応し兼ねるようないふるるものとしてはその取扱いが極めて不便なものなどが多く、これらの諸法令を総合統一して新しい時代の要請に応えるようものが是非共必要である。

（2）学童の健康保険制度について

（3）学校保健に関する現行法と協議の結果

（1）幹事は、地方協議会、全国的組織をもつ協議団体及び日本学校保健会から推せんする。

（2）幹事長と常任幹事は幹事の互選による。

（3）幹事は、地方協議会、全国的組織をもつ協議団体及び日本学校保健会から推せんする。

（4）監事は、幹事会の選定によるとする。

（5）学童の健康保険制度については各地における類似制度を具体的に調査して将来の研究課題とする。

（参考）

全国学校保健推進協議会要綱

一、名称 この会は全国学校保健推進協議会という。

二、事務所 本協議会の事務所は、東京都立駒場高等学校内におく。

（東京都目黒区上目黒八の六六〇（電話）渋谷（46）二〇〇八）

三、目的 協議会は、第三回学校保健大会の決議に基づき、学校保健法の制定、その他学校保健の拡大育成を強力に推進することを目的とする。

四、構成 本協議会は、地方協議会全般的な組織をもつ団体並びに日本学校保健会をもつて組織する。

五、活動 本協議会は、第三項の目的を達成するために左の活動を行ふ。

（1）学校保健法案の内容検討

（2）学校保健法案の立法化に必要な物心両面にわたる企画とその推進

（3）地方協議会との連絡調整

（4）その他学校保健の強力な推進

（5）本協議会に左の役員をお

七、役員選出

（1）会長、副会長は、幹事会で推定する。

（2）幹事長と常任幹事は幹事の互選による。

（3）幹事は、地方協議会、全国的組織をもつ協議団体及び日本学校保健会から推せんする。

（4）監事は、幹事会の選定によるとする。

（5）学童の健康保険制度については各地における類似制度を具体的に調査して将来の研究課題とする。

（参考）

全国学校保健推進協議会要綱

一、名称 この会は全国学校保健推進協議会という。

二、事務所 本協議会の事務所は、東京都立駒場高等学校内におく。

（東京都目黒区上目黒八の六六〇（電話）渋谷（46）二〇〇八）

三、目的 協議会は、第三回学校保健大会の決議に基づき、学校保健法の制定、その他学校保健の拡大育成を強力に推進することを目的とする。

四、構成 本協議会は、地方協議会全般的な組織をもつ団体並びに日本学校保健会をもつて組織する。

五、活動 本協議会は、第三項の目的を達成するために左の活動を行ふ。

（1）学校保健法案の内容検討

（2）学校保健法案の立法化に必要な物心両面にわたる企画とその推進

（3）地方協議会との連絡調整

（4）その他学校保健の強力な推進

（5）本協議会に左の役員をお

七、役員選出

（1）会長、副会長は、幹事会で推定する。

（2）幹事長と常任幹事は幹事の互選による。

（3）幹事は、地方協議会、全国的組織をもつ協議団体及び日本学校保健会から推せんする。

（4）監事は、幹事会の選定によるとする。

（5）学童の健康保険制度については各地における類似制度を具体的に調査して将来の研究課題とする。

（参考）

全国学校保健推進協議会要綱

一、名称 この会は全国学校保健推進協議会という。

二、事務所 本協議会の事務所は、東京都立駒場高等学校内におく。

（東京都目黒区上目黒八の六六〇（電話）渋谷（46）二〇〇八）

三、目的 協議会は、第三回学校保健大会の決議に基づき、学校保健法の制定、その他学校保健の拡大育成を強力に推進することを目的とする。

四、構成 本協議会は、地方協議会全般的な組織をもつ団体並びに日本学校保健会をもつて組織する。

五、活動 本協議会は、第三項の目的を達成するために左の活動を行ふ。

（1）学校保健法案の内容検討

（2）学校保健法案の立法化に必要な物心両面にわたる企画とその推進

（3）地方協議会との連絡調整

（4）その他学校保健の強力な推進

（5）本協議会に左の役員をお

七、役員選出

（1）会長、副会長は、幹事会で推定する。

（2）幹事長と常任幹事は幹事の互選による。

（3）幹事は、地方協議会、全国的組織をもつ協議団体及び日本学校保健会から推せんする。

（4）監事は、幹事会の選定によるとする。

（5）学童の健康保険制度については各地における類似制度を具体的に調査して将来の研究課題とする。

（参考）

全国学校保健推進協議会要綱

一、名称 この会は全国学校保健推進協議会という。

二、事務所 本協議会の事務所は、東京都立駒場高等学校内におく。

（東京都目黒区上目黒八の六六〇（電話）渋谷（46）二〇〇八）

三、目的 協議会は、第三回学校保健大会の決議に基づき、学校保健法の制定、その他学校保健の拡大育成を強力に推進することを目的とする。

四、構成 本協議会は、地方協議会全般的な組織をもつ団体並びに日本学校保健会をもつて組織する。

五、活動 本協議会は、第三項の目的を達成するために左の活動を行ふ。

（1）学校保健法案の内容検討

（2）学校保健法案の立法化に必要な物心両面にわたる企画とその推進

（3）地方協議会との連絡調整

（4）その他学校保健の強力な推進

（5）本協議会に左の役員をお

七、役員選出

（1）会長、副会長は、幹事会で推定する。

（2）幹事長と常任幹事は幹事の互選による。

（3）幹事は、地方協議会、全国的組織をもつ協議団体及び日本学校保健会から推せんする。

（4）監事は、幹事会の選定によるとする。

（5）学童の健康保険制度については各地における類似制度を具体的に調査して将来の研究課題とする。

（参考）

全国学校保健推進協議会要綱

一、名称 この会は全国学校保健推進協議会という。

二、事務所 本協議会の事務所は、東京都立駒場高等学校内におく。

（東京都目黒区上目黒八の六六〇（電話）渋谷（46）二〇〇八）

三、目的 協議会は、第三回学校保健大会の決議に基づき、学校保健法の制定、その他学校保健の拡大育成を強力に推進することを目的とする。

四、構成 本協議会は、地方協議会全般的な組織をもつ団体並びに日本学校保健会をもつて組織する。

五、活動 本協議会は、第三項の目的を達成するために左の活動を行ふ。

（1）学校保健法案の内容検討

（2）学校保健法案の立法化に必要な物心両面にわたる企画とその推進

（3）地方協議会との連絡調整

（4）その他学校保健の強力な推進

（5）本協議会に左の役員をお

七、役員選出

（1）会長、副会長は、幹事会で推定する。

（2）幹事長と常任幹事は幹事の互選による。

（3）幹事は、地方協議会、全国的組織をもつ協議団体及び日本学校保健会から推せんする。

（4）監事は、幹事会の選定によるとする。

（5）学童の健康保険制度については各地における類似制度を具体的に調査して将来の研究課題とする。

（参考）

全国学校保健推進協議会要綱

一、名称 この会は全国学校保健推進協議会という。

二、事務所 本協議会の事務所は、東京都立駒場高等学校内におく。

（東京都目黒区上目黒八の六六〇（電話）渋谷（46）二〇〇八）

三、目的 協議会は、第三回学校保健大会の決議に基づき、学校保健法の制定、その他学校保健の拡大育成を強力に推進することを目的とする。

四、構成 本協議会は、地方協議会全般的な組織をもつ団体並びに日本学校保健会をもつて組織する。

五、活動 本協議会は、第三項の目的を達成するために左の活動を行ふ。

（1）学校保健法案の内容検討

（2）学校保健法案の立法化に必要な物心両面にわたる企画とその推進

（3）地方協議会との連絡調整

（4）その他学校保健の強力な推進

（5）本協議会に左の役員をお

七、役員選出

（1）会長、副会長は、幹事会で推定する。

（2）幹事長と常任幹事は幹事の互選による。

（3）幹事は、地方協議会、全国的組織をもつ協議団体及び日本学校保健会から推せんする。

（4）監事は、幹事会の選定によるとする。

（5）学童の健康保険制度については各地における類似制度を具体的に調査して将来の研究課題とする。

（参考）

全国学校保健推進協議会要綱

一、名称 この会は全国学校保健推進協議会という。

二、事務所 本協議会の事務所は、東京都立駒場高等学校内におく。

（東京都目黒区上目黒八の六六〇（電話）渋谷（46）二〇〇八）

三、目的 協議会は、第三回学校保健大会の決議に基づき、学校保健法の制定、その他学校保健の拡大育成を強力に推進することを目的とする。

四、構成 本協議会は、地方協議会全般的な組織をもつ団体並びに日本学校保健会をもつて組織する。

五、活動 本協議会は、第三項の目的を達成するために左の活動を行ふ。

（1）学校保健法案の内容検討

（2）学校保健法案の立法化に必要な物心両面にわたる企画とその推進

（3）地方協議会との連絡調整

（4）その他学校保健の強力な推進

（5）本協議会に左の役員をお

七、役員選出

（1）会長、副会長は、幹事会で推定する。

（2）幹事長と常任幹事は幹事の互選による。

（3）幹事は、地方協議会、全国的組織をもつ協議団体及び日本学校保健会から推せんする。

（4）監事は、幹事会の選定によるとする。

（5）学童の健康保険制度については各地における類似制度を具体的に調査して将来の研究課題とする。

（参考）

全国学校保健推進協議会要綱

一、名称 この会は全国学校保健推進協議会という。

二、事務所 本協議会の事務所は、東京都立駒場高等学校内におく。

（東京都目黒区上目黒八の六六〇（電話）渋谷（46）二〇〇八）

三、目的 協議会は、第三回学校保健大会の決議に基づき、学校保健法の制定、その他学校保健の拡大育成を強力に推進することを目的とする。

四、構成 本協議会は、地方協議会全般的な組織をもつ団体並びに日本学校保健会をもつて組織する。

五、活動 本協議会は、第三項の目的を達成するために左の活動を行ふ。

（1）学校保健法案の内容検討

（2）学校保健法案の立法化に必要な物心両面にわたる企画とその推進

（3）地方協議会との連絡調整

（4）その他学校保健の強力な推進

（5）本協議会に左の役員をお

七、役員選出

（1）会長、副会長は、幹事会で推定する。

（2）幹事長と常任幹事は幹事の互選による。

（3）幹事は、地方協議会、全国的組織をもつ協議団体及び日本学校保健会から推せんする。

（4）監事は、幹事会の選定によるとする。

（5）学童の健康保険制度については各地における類似制度を具体的に調査して将来の研究課題とする。

（参考）

全国学校保健推進協議会要綱

一、名称 この会は全国学校保健推進協議会という。

二、事務所 本協議会の事務所は、東京都立駒場高等学校内におく。

（東京都目黒区上目黒八の六六〇（電話）渋谷（46）二〇〇八）

三、目的 協議会は、第三回学校保健大会の決議に基づき、学校保健法の制定、その他学校保健の拡大育成を強力に推進することを目的とする。

四、構成 本協議会は、地方協議会全般的な組織をもつ団体並びに日本学校保健会をもつて組織する。

五、活動 本協議会は、第三項の目的を達成するために左の活動を行ふ。

（1）学校保健法案の内容検討

（2）学校保健法案の立法化に必要な物心両面にわたる企画とその推進

（3）地方協議会との連絡調整

（4）その他学校保健の強力な推進

（5）本協議会に左の役員をお

七、役員選出

（1）会長、副会長は、幹事会で推定する。

（2）幹事長と常任幹事は幹事の互選による。

（3）幹事は、地方協議会、全国的組織をもつ協議団体及び日本学校保健会から推せんする。

（4）監事は、幹事会の選定によるとする。

（5）学童の健康保険制度については各地における類似制度を具体的に調査して将来の研究課題とする。

（参考）

